食品衛生基準行政情報の確認について

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和５年 法律第36号）」及びその関係法令が令和６年４月１日より施行されました。この改正により、食品衛生基準に関する行政担当が、厚生労働省から消費者庁に移管されました。そのため、農薬残留分析入門セミナーのテキスト「残留農薬分析　知っておきたい問答あれこれ　改訂4版　2018」の参考資料として引用されている厚生労働省のホームページ掲載情報が（2024年度セミナー開催時点では、そのまま維持されており閲覧可能でしたが）、消費者庁のホームページに移行しています。従って、最新の農薬残留に関する行政情報については、消費者庁のホームページをご確認ください。但し、厚生労働省のホームページに掲載されていた全ての情報が、消費者庁のホームページに移行するとは限らないことにも留意する必要があります。本改正により、農薬残留基準は昨年度までは厚生労働大臣が定めていましたが、本年度からは、内閣総理大臣が定めることとなりました。

参考資料：生食発0526第１号（令和５年５月26日付）、厚生労働省　大臣官房　生活衛生・食品安全審議官通知

５消安第7729号（令和６年３月26日付）、農林水産省　消費・安全局長通知

厚生労働省のホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品 > 食品中の残留農薬等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/shokuhin/zanryu/index.html

消費者庁のホームページ > 政策 > 政策一覧(消費者庁のしごと) > 食品衛生基準審査 > 食品中の残留農薬等

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards\_evaluation/pesticide\_residues

農薬取締法改正（平成30年）による新旧対照表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 該当箇所 |
| 農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）  農薬取締法第2弾施行（令和2年4月1日） | 農薬の登録申請に係る試験成績について（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知） | P.39，P.60，P61，  P.158-175資料3 |
| 農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）  農薬取締法第2弾施行（令和2年4月1日） | 「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について（平成13年10月10日付け13生産第3986号農林水産省生産局生産資材課長通知） | P.39, P.60, P.119, P.122, P.123 |
| 農薬の登録申請において提出すべき資料について（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）にリスト掲載あり | 作物群 | P3, P.40 |
| 特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令（平成30年農林水産省令第76号） | 農薬の毒性及び残留性に関する試験の適正実施について（平成11年10月1日付け11農産第6283号農林水産省農産園芸局長通知） | P.50, P.126 |
| 農薬GLPでの試験記録の保管期間10年 | 農薬GLPでの試験記録の保管期間15年 | P.50 |
| 繰り返し分析への規定無し | 分析は，試料ごとに少なくとも2回行う | P.119, P.120 |
| 登録基準 | 登録保留基準 | P.12, P.33, P37, P139, P.140 |
| 農薬取締法第4条2項 | 農薬取締法第3条2項 | P.12, P138 |
| 「登録を拒否しなければならない」 | 「登録を保留」 | P.138 |
| 生活環境動植物 | 水産動植物 | P.12. P.14, P126, P138, P139, P144 |
| 水域PEC | 水産PEC | P.138 |
| 含有濃度 | 含有量 | P.143 |